



# 4月の保健目標

# 『自分のからだを知ろう』

## 健康診断は体の状態を知るチャンス

児童生徒の健康診断は、学校保健安全法という法律で定められており、毎年4～6月に行われます。毎年、健康診断を受けていると「めんどくさいな～」と思う人がいるかもしれません。しかし、健康診断によって、自覚症状のない病気・身体の異常に気が付くことができます。病気や異常の早期発見は、早期治療につながります。また、健康に関心を持ち、食事や睡眠、生活リズムなどを見直すことにもつながります。

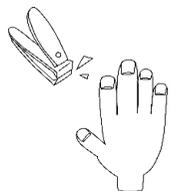
健康診断は受けたらおしまいではありません。検査の数値や診断結果にきちんと目を通して、自分の健康づくりに役立てましょう。



### 健康診断の前には・・・



顔や体をきれいに洗う



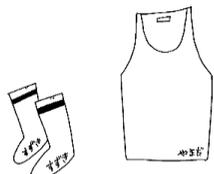
手足のつめを切る



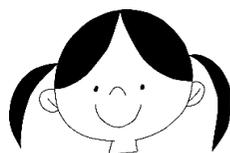
歯をすみずみまでみがく



おうちの人に、耳そうじをしてもらう



下着やくつ下に自分の名前を書いておく



かみの毛が長い場合は、健康診断当日は、2つにわけて結ぶ

### 「健康診断結果のお知らせ」をもらった人は、早めに受診を!!

検診・検査等が済み次第、結果をお知らせしていきます。

「健康診断結果のお知らせ」をもらった人はできるだけ早めに医療機関を受診してください。なお、学校の健康診断は「スクリーニング」といって、病気・異常の『疑い』があるケースを見つけるものです。受診した結果、異常がないと診断されることもあります。必ず学校に報告するようお願いいたします。また、病気・異常の疑いがない場合はお知らせしていません。

御理解、御協力をお願いいたします。



### ～保護者の方へ～

#### ①保健室の利用について

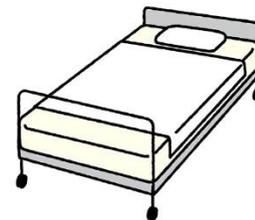
保健室は、学校での怪我に対する処置を行ったり、体調を崩した児童が休んだりする一時的な場所となっております。毎朝、御家庭でお子さんの健康観察をしていただき、体調がすぐれない場合は無理をさせず、御家庭で様子をみていただきますようよろしくお願いいたします。

こんなとき、気軽に利用してください

## 保健室の機能と役割について



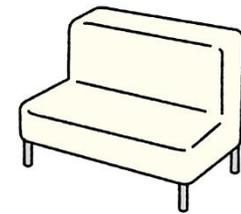
ケガをしたときの救急処置。継続的なケガの処置はできません。



具合が悪いときの一時的な休養。長引く時は早退になります。



健康のことを学ぶ。体や心についての本や資料もあります。



体のこと、心のこと、悩みや心配事があったら相談できる。

#### ②日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」について

「災害共済給付制度」とは、学校の管理下で児童が怪我等をし、医療機関を受診した際に、その医療費が支払われる制度です。さいたま市は原則加入となります。(460円/1人です)

##### 学校の管理下とは?

授業中、休み時間、課外活動(校外学習等)、登下校中等

##### 給付の対象は?

初診から治療が終了するまでに、医療機関の窓口での負担額が、保険適用で1,500円以上になった場合に対象になります。保険適用外の場合や、1,500円未満の場合は、対象になりません。

##### 給付の手続きは?

手続きを行う際は、学校から必要な書類をお渡ししますので、担任か養護教諭までお知らせください。なお、給付金の支払いまで3か月程かかります。書類の提出時期等によっては、それ以上かかる場合がありますので、御承知おきください。